# 畜舎建築特例法の基準等に係る省令案の概要

2021年8月 農林水産省

### 1. 法律の概要(法律のポイント)

### 1. 目的 [第1条]

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関 する計画(「**畜舎建築利用計画」)の認定制度を創設**し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等 に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

#### 2. 対象となる畜舎等 [第2条第1項、第3条]

- **畜舎(搾乳施設等の**省令で定める施設を含む)又は<mark>堆肥舎</mark>(対象施設は省令で定める)【第2条第1項】
- 市街化区域・用途地域外の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、省令で定める高さ以下の平屋で居住のための居 室を有さず【第3条第3項第2号】、建築士が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

### 3. 対象となる建築行為 [第2条第2項]

対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

### 4. 技術基準・利用基準の遵守 【第2条第3項·第4項、第7条】

- 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して省令で定める
  - ① 畜舎内の滞在時間等の制限
  - ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
  - ③ 例えば、避難訓練など**災害の防止・軽減措置** をいう

【第2条第4項】

- 畜舎は、住宅や事務所等と比べて**滞在時間が短いため**、こ れを踏まえた利用基準を定めることにより、技術基準(構造 等の基準)を緩和しても畜舎としての安全性を確保可能。
- 用基準と技術基準の**組み合わせ**は、省令で規定。

- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、
  - ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
  - ② 都市計画区域等の畜舎等にあっては、建蔽率等について支障がない基準 等をいう【第2条第3項】
- 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない【第7条第2項・第3項】

### 1. 法律の概要(計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ)

### **畜舎建築利用計画の作成・** 申請【第3条第1項·第2項】



#### 都道府県知事の認定 【第3条第3項·第4項】

認定の通知 【第3条第6項】 工事完了の届出 (第6条)

〇計画記載事項

【第3条第2項: 丸数字は号番号】

- ① 氏名
- ② 畜舎等の種類(畜舎、搾乳舎等 の別)、所在地、規模(高さ、面 積)及び間取り
- ③ 設計者
- ④ 畜舎等の敷地、構造及び建築 設備(図面等)
  - (※一定面積以下の畜舎等では不要)

〇 認定基準

【第3条第3項:丸数字は号番号】

- ① 敷地が市街化区域·用途地域 外
- ② 高さが一定以下、平屋で、居住 のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技 術基準(省令)に適合
  - (※一定面積以下の畜舎等は審査しない)

・ 都道府県知事 は、認定した旨 を申請者に通知 し、公表

### 消防同意

【第3条第5項】

- ・ 防火関係の規定 を消防署長等が確 認し、同意
- (※ 一定面積以下の畜 舎等は対象外)

・計画認定を受けた者(「認定計画 実施者」)は、工事完了後、都道府県知事に届出 【第1項】

※ 一定面積超の畜舎 等は、届出をするま で使用禁止 【第2項】

> 完了検査は 行わない

→ ※一定面積: 3,000㎡以下は不要とする方向で検討(省令で規定) 「建築基準法の建築確認は、都市計画区域外で、木造500㎡、 その他(鉄骨等)200㎡以下は不要

- ⑤ 畜舎等の利用の方法
- ⑥ 畜産業の内容(家畜の頭数等)
- ⑦ 工事着手:完了予定日
- ⑧ その他の事項
- ※ 計画変更時にも計画の作成・認定が 必要。【第4条】

- ⑤ 利用の方法が利用基準(省令) に適合
- ⑥ 必要な事項が記載されている
- ※ 家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等を適切に行うことができない者に対しては、認定できない。【第3条第4項】

### 建築基準法令の適用除外[第12条]

都道府県知事の認定を受けた畜舎 等(**認定畜舎等**)については、**建築基 準法令**(建築基準法及び政省令等)は **適用しない**。

建築基準法と新制度のいずれかを選択可能

### 2. 畜舎及び堆肥舎の定義

### (1) 畜舎の定義

- 家畜を飼養する施設(乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等)
- 搾乳施設
- 集乳施設 (飼養施設に付随するもの)
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

### (2) 堆肥舎の定義

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は家畜排せつ物の保管行為に当たらないため該当しない。また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない)
- 上記の堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

### 3. 対象となる畜舎等の高さ

### 現状

建築基準法の告示(特定畜舎)の畜舎 の高さ

> 高さ: 13m以下 軒高: 9m以下

### 畜舎の特性

- ・採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、高さ基準の緩和を求める声
- ・規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達

### 新法の基準

新法の対象となる畜舎の高さ

高さ:16m以下 (軒高は設定しない)

※ 改正された建築基準法第21条の考え方 と同様の高さとし、軒高の制限を行わな い。



### 4. 技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

### 現状

建築基準法における建築確認不要な面積

(都市計画区域等外)

木造 : 500㎡以下

木造以外 : 200㎡以下

### 畜舎の特性

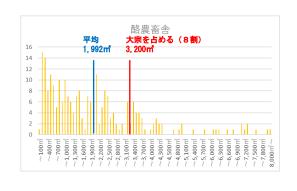
- ・平屋でシンプルな構造であるため、建築士が設計すれば基本的に安全性は確保されると考えられる。
- ・機械化等により規模拡大が進んでいる 酪農畜舎の大宗(8割)が含まれる面 積が約3,000㎡。
- ・畜種により畜舎の構造に大きな違いはない。

### 新法の基準

畜舎建築利用計画における技術 基準に係る計画申請・審査が不要 となる面積

(市街化区域・用途地域外) 木造、その他の区別なく 3,000㎡以下

※ 3,000㎡を超える木造建築物は耐火構造 にしなければならない等の防火上の措置 を講ずる必要があり、これを超える面積 の畜舎等は審査が必要



### 5. 基礎に係る基準緩和

### 現状

建築基準法における基礎に係る告示において、<u>基礎の根入れの深さ</u>は、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、<u>12センチメートル以上</u>とし、かつ、<u>凍結深度よりも深いものとす</u>ること等とされているところ。

### 畜舎の特性

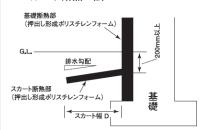
- ・畜産主産地である北海道など冷涼な地域では、凍結深度が1mになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。
- ・畜舎としての使用に支障が生じないの であれば、凍上による床や柱への一定 の損傷は許容できるとの意見

### 新法の基準

新法において、畜舎等の基礎に 係る深さの規定は設けない。

※ なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

#### スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、 数カ所の実験・検証の結果より、断熱材の 地中埋め込み深さ200 mm以上、スカート幅 600 mm程度のスカート断熱工法を採用する ことで、凍結深度の緩和が可能で、安価と なります。

ただし、土間部分から冷気が土中に進入 しないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養 密度を保つなどの必要があります。



### 6. B構造畜舎

### 現状

建築基準法では、構造計算に用いる材料(木材、鋼材等)の短期許容応力度に は、安全係数が組み入れられている。

例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は2/3Fという数値を使うよう規定。 (つまり、1/3が安全係数。)

また、建築基準法では、幅厚比及び径 厚比を規定しており、告示で定められた 特定畜舎にも適用。

### 畜舎の特性

- 新法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。
- ・幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。

### 新法の基準

新法におけるB構造畜舎については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

(木材、鋼材、コンクリートの許容応力度 の規定内容については次ページ)

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎 には適用しない。

なお、B構造畜舎は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。



### (参考1)B構造畜舎の各部材の短期許容応力度

#### 建築基準法施行令による規定

### 畜舎建築特例法の省令による規定(案)

## 木材(繊維方向)

	圧縮	引張り	曲げ	せん断
I	2Fc/3	2 F t / 3	2Fb/3	2Fs/3

圧縮	引張り	曲げ	せん断
<u>F c</u>	<u>F t</u>	<u>F b</u>	<u>Fs</u>

### 鋼材

種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断	
	構造用鋼	材					
	ボルト 黒皮 仕上げ 構造用ケーブル						
炭素							
鋼			長期に生ずる力に対する圧縮、引張 り、曲げ又はせん断の許容応力度の それぞれの数値の <u>一・五倍</u> とする。				
	リベット鋼						
	鋳鋼						
	構造用鋼材						
ステ	ボルト		1				
  ス鋼	構造用ケ	ーブル					
7 (247)	鋳鋼						
鋳鉄	鋳鉄						

14.47	5		引張り	
種類		圧縮	せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸錚		<u>F</u>	<u>F</u>	<u>F</u> (当該数値が二九五を超 える場合には、二九五)
異形	径二十八ミリメー トル以下のもの	<u>F</u>	<u>F</u>	<u>F</u> (当該数値が三九〇を超 える場合には、三九〇)
鉄 筋	径二十八ミリメー トルを超えるもの	<u>F</u>	<u>F</u>	<u>F</u> (当該数値が三九〇を超 える場合には、三九〇)
	の径が四ミリメー ル以上の溶接金網	_	<u>F</u> (ただし、床版に用いる場合に限る。)	<u>F</u>

引張り

種類	種類			引張り	曲げ	せん断	
	構造用鋼	材					
	-12 II I	黒皮					
炭素	ボルト	仕上げ					
鋼	構造用ケーブル		長期に生ずる力に対する圧縮、引張 り、曲げ又はせん断の許容応力度の それぞれの数値の <u>ー・六五倍</u> とする。				
	リベット鋼						
	鋳鋼						
	構造用鋼材						
ステンレ	ボルト						
  ス鋼	構造用ケーブル						
7 7211	鋳鋼						
鋳鉄				]			

			引張り			
種类	頁	圧縮	せん断補強以外に用いる 場合	せん断補強に用いる場合		
丸釒	岡	<u>1. 1 F</u>	<u>1. 1 F</u>	<u>1. 1 F</u>		
異形	径二十八ミリメー トル以下のもの	<u>1. 1F</u>	<u>1. 1 F</u>	<u>1. 1 F</u>		
鉄筋	径二十八ミリメー トルを超えるもの	<u>1. 1 F</u>	<u>1. 1 F</u>	<u>1. 1 F</u>		
	泉の径が四ミリメー レ以上の溶接金網	_	1. 1 F (ただし、床版 に用いる場合に限る。)	<u>1. 1F</u>		

### コンクリート

圧縮

-  長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の
容応力度のそれぞれの数値の <u>二倍</u> (Fが二一を超えるコンク
リートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれ。
異たる数値を定めた場合は その定めた数値)とする

せん断

付着

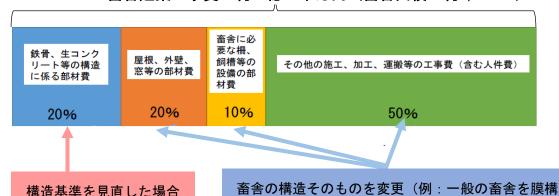
圧縮 引張り せん断 付着

長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度の それぞれの数値の三倍(Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせ ん断について、建築基準法施行令第九十一条の規定により国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。

### (参考2)コスト削減

### 建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費 約1億3千万円(畜舎面積 約1,800㎡)



#### コスト削減試算

#### 【部材の強度】

部材の強度に設けられ ている安全係数等を新 法では設定せず、部材 の強度を満度に活用。

#### 【基礎の根入れ深さ】

土地が凍結する地域に おいて、基礎を凍結深 度以深にすること等を 新法では求めない。 【木材】使用量3割削減可能

→建築工事費の<u>3~6%</u> 削減可能

【鉄骨】使用量1割削減可能

→建築工事費の<u>1~2%</u> 削減可能

#### 【基礎】

にコスト削減可能な費目

- →建築工事費の<u>1~3%</u> <u>削減可能</u>
- ⇒ 合計で建築工事費の<u>2~9%</u> 削減可能

#### 膜構造畜舎等

造畜舎に変更) した場合にコスト削減可能な費目

- 畜舎の建築コスト を大きく削減するため には、畜舎の構造その ものを見直し、部材が 軽量な膜構造畜舎等を 建築することが有効。
- 諸外国の部材で、 JIS規格に適合して いないものは原則、国 土交通大臣の認定を受 ける必要。

- 新法では、JIS規格でない 部材等で、諸外国で安全性が証明 されているものは、使用を認める 方向。
- 海外部材による軽量の膜構造 畜舎が可能となり、コストを大き く削減可能。





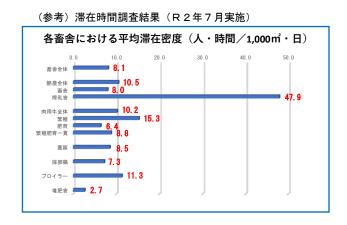


### 7. 利用基準

### 利用基準

一 通常時において、畜舎等に滞在する者の人数及び一日の延べ滞在時間が畜舎等の床面積に 応じ次の表に掲げる数値以下であること。(A構造畜舎を除く)

面積	延べ滞在時間	最大滞在人数
0㎡ ∼1, 000㎡	8 時間・人	4人
1, 001 m <sup>2</sup> ∼2, 000 m <sup>2</sup>	16時間・人	8人
2, 001 m²~ 3, 000 m²	2 4 時間・人	1 2人
3, 001 m²∼	32時間・人	16人



- 二 通常時において、午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、畜舎に 宿泊して滞在する者の人数が0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 二以上の避難口が特定されていること。
- 五 【避難訓練関係の規定】
- 六 A構造畜舎にあってはA構造畜舎であること(B構造畜舎も同様)を当該畜舎等の見やす い場所に標示すること。

B構造畜舎は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

### 8. 防火に係る通路の取扱

### 現状

木造で延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、耐火構造等とするか、壁等※によって3,000㎡以内に区画しなければならない。

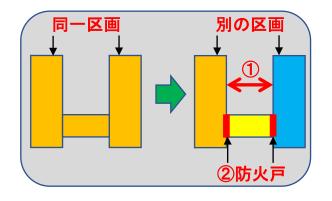
※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸 その他の防火設備

### 畜舎の特性

- ・近年、豚熱等の家畜伝染病が蔓延し、疾病 防止の観点から、畜舎間の移動は屋外から 遮断された通路等が利用される。
- ・養豚経営は規模拡大が進み、生育ステージ ごとに畜舎を移動して飼養するが、畜舎間 を通路でつなぐと3,000㎡を超過し、耐火 構造等とする必要。
- ・養豚においては、ふん尿に含まれるアンモニアによる腐食のため、畜舎を鉄骨造とすることが難しく木造が一般的

### 新法の基準

- ① 畜舎等の間に延焼防止上有 効な空地(畜舎等の高さだ けの離隔距離)を確保し、
- ② 通路と畜舎との間に防火戸 (シャッター)等を設置し、 通路と畜舎とを区画する 等の場合には、防火上、畜舎と 通路とを同一の建物として面積 を計上しない。





### 9. 手続

#### 申請者

### 畜舎建築利用計画の作成

- 〇 主にチェックボックス形式
- オンライン申請可

#### 【記載事項】

- ① 申請者の氏名
- ② 畜舎等の種類・所在地・規模 ・間取り
- ③ 設計者の氏名・建築士資格
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
- 5 利用の方法

3000㎡以下は不要

- ⑥ 畜産業の内容 (7) 工事の着手予定日・完了予定日
- 8 関係法令の遵守状況 等

#### 畜舎建築利用計画 〇〇県知事

氏名()

1申請者の氏名(

2 畜舎等の種類

☑飼養施設 |

□搾乳舎

口集乳施設

□堆肥舎

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

☑ ○時から○時まで宿泊による滞在をしない。

☑ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路 上に当該経路をふさぐ物品 を存置しない。

申請者

事前審査可

民間機関による

(都道府県の判断)

畜舎等の敷地・構

造・建築設備が認

定基準4の技術基

準に適合している

ことについて、事

前に民間機関に審査を申請可能(都

道府県の判断によ

民間機関の事前審

査を受けた場合、

都道府県知事によ

る4)技術基準に適

合していることの

審査は省略可能。

る。)。

### 都道府県知事の認定

○ オンライン申請の場合はメールで申請の通知を受信

#### 【認定基準】

都道府県

- ① 敷地が市街化区域・用途地域外
- ② 高さが16m以下、平屋で、居住の ための居室を有しない
- ③ 建築士が設計

3000㎡以下は不要

- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準(省令)に適合
- ⑤ 利用の方法が利用基準(省令)に 適合
- ⑥ 関係法令を遵守しているか 等
- 認定しない場合の例
- 居住のための居室(寝室等)がある
- 利用の方法(チェックボック ス)の記載が適切でない
- ・ 建築士の資格と畜舎等の規模 が一致しない
- ・ 家畜伝染病予防法、家畜排せ つ物法又は環境関係法令に違反 し、是正の見込みがない

等

#### 都道府県

### 認定の通知

- 認定した旨の通 知(オンライン申請 の場合はオンライン での通知)
- 公表(都道府県 のHP等)

### 申請者

### 工事着工



### 工事完了の 届出

- 〇 3000㎡以下
- 届出書
- 〇 3000㎡超
- 届出書
- ・<u>各工程の写真</u> <u>を都道府県知事に</u> 提出

### (参考3)その他の規定振り(単体、集団規定)

### 〇単体規定 一部緩和

### 【緩和する規定】→ 書き下し

許容応力度の規定例(案)

(木材)

第九条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 A構造畜舎等 建築基準法第八十九条第一項本文に定めるところによる。この場合において···(必要な読替規定)。
- 二 B構造畜舎等 次の表の数値による。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 ー 平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
1. 1 F	1. 1 F	1. 1 F	1. 1 F	Fc	Ft	Fb	Fs
c/3	t / 3	b/3	s/3				

この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する 基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対 する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

### 【緩和しない規定】→ 建築基準法を引用

建築設備の規定例(案)

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第三十二条 畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、

建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項各号に定めるところによらなければならない。

### 〇集団規定(都市計画区域等内の畜舎等に関する制限) 緩和しない

- ・建蔽率、高さ制限、接道等の規定 → 建築基準法を引用
  - 建蔽率の規定例(案)

(畜舎等の建蔽率)

第四十六条 畜舎等の建蔽率は、建築基準法第五十三条第一項第六号に定めるところによらなければならない。

### 10. 今後のスケジュール

